

第 1 回検討委員会を踏まえた検討ポイント

1 第 1 回検討委員会で議論されたポイント

NO	区分	対応方針
1	条例の名称	<ul style="list-style-type: none"> 「犯罪被害者等の権利利益の保護等を図るための施策の推進に関する条例」を第 1 案として提示 <p>〔 被害者等の尊厳が重んぜられ安心して暮らせることは「権利利益」であり、これを「守る」ための条例であることが分かる案 〕</p>
21 22	重大事案への対応や 県民以外等への対応	<ul style="list-style-type: none"> 不特定多数の方が被害にあう事件に対応する条項を規定 県民以外が県内で被害にあった場合、県民が県外で被害にあった場合など全てにしっかりと対応できる条項を規定
26	学校における教育等	<ul style="list-style-type: none"> 学校での理解促進の啓発に加え、児童生徒等が犯罪被害によって教育を受けることが妨げられることがないよう施策を講じることも規定
27	人材育成（市町等担当者への研修）	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪被害者等支援に関係する者に限らず、行政機関の職員も研修の対象にすることを明記
29	附則(条例の見直し)	<ul style="list-style-type: none"> 3 年を経過するごとの見直し検討を規定

2 その他

NO	区分	対応方針
7	事業者の責務	<ul style="list-style-type: none"> 生活の基盤である職場での配慮の重要性を勘案し、事業者の責務として「犯罪被害者等の従業員への必要な支援」と「その就業への配慮」の両方の内容を規定
11	支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 体制整備の手法として、県が情報交換又は意見交換する機会を提供することを明記
18	雇用の安定等	<ul style="list-style-type: none"> 県の事業者に対する啓発は、雇用の安定を図るだけでなく、事業者の犯罪被害者等への理解を深めることも明記